

倉敷市立短期大学における外部発信に関するガイドライン

1 趣旨

本学は、教職員が専門的知見を活かして意見や成果を発信することを、学問の自由および表現の自由に基づく重要な社会貢献として尊重します。

一方で、地域社会とともに歩む市立短期大学として、外部発信にあたっては、地域との信頼関係および公立大学としての公共性に配慮することが求められます。

本ガイドラインは、教職員が安心して外部発信に取り組めるよう、自由と公共性の両立を支える基本的な考え方を示すものです。

2 適用範囲

本ガイドラインは、次の外部発信に適用します。

- (1) 大学が組織として行う発信
- (2) 教職員が大学を代表して行う発信
- (3) 教職員の発信が、社会通念上、大学と関連づけて受け止められ、大学としての対応が必要となるおそれがある場合

ただし、明らかに個人として行う活動であり、大学との関連性が社会的に認識されない発信は対象外とします。

また、本ガイドラインは、学術研究や芸術・表現活動の成果発表について、その内容を管理・規律するものではありません。

3 基本的な留意事項

教職員は、外部発信にあたり、次の点に留意してください。

- 専門的知見に基づく発信は、教育・研究活動の一環として尊重されます。
- 事実に基づき、公正で丁寧な表現を心がけてください。
- 個人の見解として発信する場合は、その旨を示し、大学の公式見解と混同されないよう配慮してください。
- 媒体によって情報の伝わり方や拡散の範囲が異なることを理解し、発信方法を適切に選択してください。
- 個人情報、機密情報、未公表事項等については、関係法令および学内規程に留意してください。
- 外部発信に関して不安がある場合や問題が生じた場合は、必要に応じて所属長へ相談してください。

4 体制

本ガイドラインの運用責任者は学長とし、外部発信に関する窓口は事務局に置きます。

所属長は、教職員からの相談に対応し、必要に応じて事務局と連携します。

5 運用にあたって

外部発信は、本学の教育・研究の成果を社会に還元する重要な営みです。

本学は、教職員の自由で主体的な知的発信と公共的責任との調和を大切にしながら、地域とともに歩む短期大学としての役割を果たしていきます。

(第1233回(令和7年度第26回)教授会)